

～ご家族の大切な資産を引き継がれた皆さまへ～

# だいしん相続定期預金

プレミアム金利

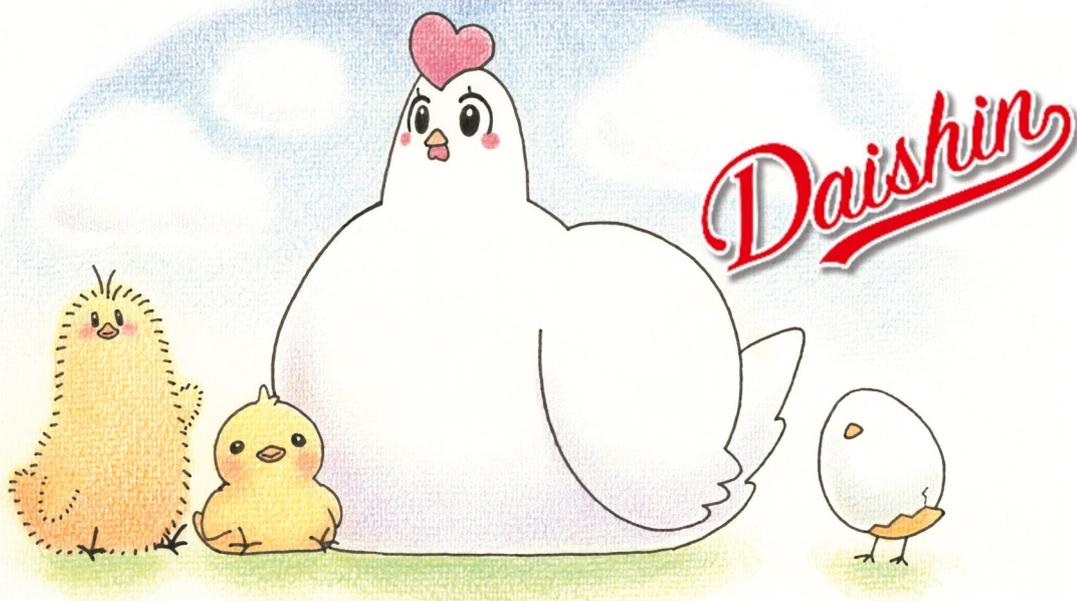
年**0.5%**

預入期間

**3年間**

預入金額…おひとり様

**100万円から  
3,000万円まで**



- ・当組合の組合員様限定です(新規組合員の方も対象です)。
- ・初回満期後は元金を自動継続し、その時点の店頭表示金利を適用させていただきます。
- ・「ご相続手続き後1年以内」に「ご相続で取得された資金」をお預けいただける方に限ります。
- ・中間利息は普通預金に預入されます。
- ・上記「おひとり様限度額」は、被相続人様お一人についてのお預入れ限度額です。お二方の相続をされた方は、それぞれの相続財産を原資として、それぞれ3,000万円の限度額まで、お預入れが可能です。
- ・詳しくは裏面「商品概要」をご覧ください。

街のお役に、くらしの夢に

 **小田原第一信用組合**

 0120-86-0465 (ハローオダワラ)

本店 / 0465-23-0291 鴨宮支店 / 0465-47-9275 南足柄支店 / 0465-74-1317

1. 商品名	・だいしん相続定期預金
2. 販売対象	相続人ご本人様で以下に該当される方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客様で相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける方（生命保険金や相続により取得した不動産・株式等の換金代金もお預け入れいただけます。）</li> <li>・組合員の方（申込時の加入も認められます。）</li> </ul>
3. 期間	・3年（自動継続扱い）
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額  (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入（証書式定期預金に限ります。また、お一人様につき1店舗のみのお取扱とさせていただきます。）</li> <li>・100万円以上3,000万円以内（複数口座への分割も可能です）</li> </ul> ※被相続人様お一人につき預入者様毎に適用される限度額となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払頻度  (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年：0.5%</li> <li>・自動継続後の金利は書替継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用いたします。</li> <li>・お預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</li> <li>・中間払利息を差引いた利息の残額は満期日に支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他行で相続された預金を原資にお預入れいただく場合はお申込の際に、「お預け入れされる方が相続人であること」が確認できる書類の原本または写しのご提示をお願いいたします。</li> <li>・なお、当組合で相続された預金をお預け入れいただく場合、書類のご提示は必要ありません。</li> </ul>
8. 自動継続による取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金継続のみのお取扱いとさせていただきます。</li> <li>・自動継続後の金利は書替継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用いたします。</li> </ul>
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）</li> <li>※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> </ul>
10. 手数料	—

11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令の範囲内でマル優のお取扱いができます。</li> </ul>
12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>① 6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> <li>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li> <li>※中間払利息が支払われている場合には、その支払額との差額を精算します。</li> </ul>
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当組合のホームページおよび店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>苦情処理措置</b> 【窓口：小田原第一信用組合コンプライアンス統括室】 フリーダイヤル：0120-86-0465 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</li> <li>・<b>紛争解決措置</b> 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</li> <li>※東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能です。</li> </ul>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・当組合の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱を中止する場合がございます。</li> </ul>

街のお役に、くらしの夢に

